

園芸産地における事業継続強化対策補助金交付等要綱

制 定	令和3年12月20日付け3農産第1854号 農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知
改 正	令和4年12月6日付け4農産第3114号 農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知
改 正	令和5年11月30日付け5農産第3206号 農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知

(通則)

第1 園芸産地における事業継続強化対策補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2 補助金は、自然災害発生にあらかじめ備え、災害に強い産地を形成するため、園芸産地における非常時の対応能力向上に向けた複数農業者による事業継続計画の策定や事業継続計画の実行に必要な体制整備及び事業継続計画の実践に必要な取組を支援することを目的とする。

(事業の内容)

第3 本事業は、都道府県が策定する「園芸産地における事業継続推進計画」（以下「推進計画」という。）に基づき、非常時の対応能力向上に向けて行われる次に掲げる取組を支援する事業であり、事業実施主体及び取組主体（以下「事業実施主体等」という。）及び補助要件は、それぞれ別表のとおりとする。

- 1 園芸産地における事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制の整備
- 2 園芸産地における事業継続計画の実践

- (1) 自力施工等の技能習得、災害復旧の実証
- (2) 既存ハウスの補強等の被害防止対策

(事業の実施)

第4 事業実施主体は、事業実施計画に当該事業の成果目標を定めなければならない。なお、成果目標の設定、事業実施期間、事業の実施手続に関する必要な事項は、農林水産省農産局長（以下、「農産局長」という。）が別に定めるものとする。

(交付の対象及び補助率)

第5 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、都道府県知事（以下「補助事業者」という。）が行う園芸産地における事業継続強化対策（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表の取組内容及び補助率の欄のとおりとする。

(流用の禁止)

第6 別表の取組内容の欄に掲げる1と2（1）に係る経費と、2（2）に係る経費との相互間における経費の流用をしてはならない。

(申請手続)

第7 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第 8 交付規則第 2 条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第 9 地方農政局長等は、第 7 第 1 項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

2 第 7 第 1 項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は 1 月とする。

(申請の取下げ)

第 10 補助事業者は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して 15 日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第 11 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、別記様式第 2 号による変更等承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第 12 に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第 12 に規定する軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて地方農政局長等の承認を受けることができる。

3 地方農政局長等は、前 2 項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第 12 交付規則第 3 条第 1 号イ及びロに規定する大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第 13 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記

様式第3号による遅延届出書を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(概算払)

第14 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第4号による概算払請求書を地方農政局長等及び官署支出官（北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあつては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあつては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書きに基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲内で行うものとする。

- 2 補助事業者は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(状況報告)

第15 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別記様式第4号の概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 前項に規定する時期のほか、地方農政局長等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第16 交付規則第6条第1項の規定に定める実績報告書は、別記様式第6号のとおりとし、補助事業者は、補助事業を完了したときは、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

- 2 第7第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明ら

かである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第7第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号による消費税仕入控除税額報告書を速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第17第1項の補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

- 第17 地方農政局長等は、第16第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
- 2 地方農政局長等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（額の再確定）

- 第18 補助事業者は、第17第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第16第1項に準じて提出するものとする。
- 2 地方農政局長等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第17第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第17第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

（交付決定の取消等）

第 19 地方農政局長等は、第 11 第 1 項第 3 号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 9 第 1 項の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合
 - (4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合
 - (5) 間接補助事業者が、間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合
 - (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 地方農政局長等は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第 2 項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第 17 第 3 項（括弧書きを除く。）の規定を準用する。

（財産の管理等）

第 20 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（補助金の経理）

第 21 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。

- 3 前2項及び第22に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(補助金調書)

第22 補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第8号による補助金調書を作成しておかなければならない。

(間接補助金交付の際に付すべき条件)

第23 補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第6、第11から第13まで、第15、第16、第18から第22までの規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。
- (2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。）においては、補助事業者の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により補助事業者による間接補助金の交付の決定をもって補助事業者の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

- (3) 前号による補助事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。
 - (4) 取得財産等のうち第2号に定めるものについては、第2号に定める期間中、帳簿等に加え、別記様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならないこと。
- 2 補助事業者は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (2) 間接補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第10号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。
- 3 補助事業者は間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 4 補助事業者は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第2号ただし書の場合にあっては、第9第1項による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に地方農政局長等の承認を受けたものとする。
- 5 補助事業者は、第1項第3号により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。
- 6 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 7 補助事業者は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

（事業実施状況の報告）

- 第24 事業実施主体等は、農産局長が別に定めるところにより、本事業の実施年度から目標年度までの間、毎年度、当該年度における事業実施状況を報告するものとする。

（事業の評価）

- 第25 事業実施主体等は、農産局長が別に定めるところにより、事業の評価を行い、その結果を報告するものとする。

（指導等）

- 第26 地方農政局長等は、事業の適正な執行の確保及び効率的かつ効果的な推進の

ため、補助事業者に対し必要な報告を求め、又は助言及び指導を行うことができるものとする。

- 2 補助事業者は、事業の適正な執行の確保及び推進計画の遂行のため、取組主体に対し必要な報告を求め、関係行政機関、学識経験者等と密接に連携を図りながら、総括的な指導監督を行うことができるものとする。

(委任)

第 27 本事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、農産局長が別に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 12 月 20 日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、園芸産地における事業継続強化対策補助金交付要綱（令和 3 年 1 月 29 日付け 2 生産第 1799 号農林水産事務次官依命通知）及び園芸産地における事業継続強化対策実施要綱（令和 3 年 1 月 29 日付け 2 生産第 1800 号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。
- 3 2 による廃止前の園芸産地における事業継続強化対策補助金交付要綱及び園芸産地における事業継続強化対策実施要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和 4 年 12 月 6 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の園芸産地における事業継続強化対策補助金交付等要綱に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和 5 年 11 月 30 日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による書類については、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとする。

別表（第3、第5、第12関係）

区分	取組内容	補助率	補助要件	事業実施 主体	取組主体	重要な変更
園芸 産地 にお ける 事業 継続 強化 対策	1 園芸産地 における事 業継続計画 の検討及び 策定、非常時 の協力体制 の整備	定額	1 都道府県が策定した園 芸産地における事業継続 推進計画に位置付けられ た取組であること。 2 都道府県以外が取組主 体となる場合は、産地の生 産部会等の単位で2戸以 上の農業者から構成され ていること。	都道府県	1 都道府県 2 市町村 3 公社 4 農業者の組 織する団体 5 地域農業再 生協議会等 6 特認団体	1 経費の配分の 変更 (1) 取組内容に掲 げる1と2の (1)の経費の相 互間における30 %を超える増減 2 事業内容の変 更
	2 園芸産地 における事 業継続計画 の実践					(1) 事業の中止 又は廃止 (2) 取組主体の 変更
	(1) 自力 施工等の 技能習 得、災害 復旧の実 証	定額	1 都道府県が策定した園 芸産地における事業継続 推進計画に位置付けられ た取組であること。 2 都道府県以外が取組主 体となる場合は、産地の生 産部会等の単位で2戸以 上の農業者から構成され ていること。 3 本取組を実施する場合 には、取組内容の1の取組 を実施すること。	都道府県	1 都道府県 2 市町村 3 公社 4 農業者の組 織する団体 5 地域農業再 生協議会等 6 特認団体	(3) 事業費の30 %を超える増又 は国庫補助金の 増 (4) 事業費又は 国庫補助金の30 %を超える減

	(2) 既存 ハウスの 補強等の 被害防止 対策	1/2 以内	1 都道府県が策定した園芸産地における事業継続推進計画に位置付けられた取組であること。 2 産地の生産部会等の単位で2戸以上の農業者から構成されていること。 3 本取組を実施する場合には、取組内容の1の取組を実施すること。 4 補強等を行うハウスを対象として、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく園芸施設共済又は民間の建物共済や損害補償保険等に参加すること。 5 助成対象者は、個々の経営体でも事業継続計画を策定すること。	都道府県	1 市町村 2 公社 3 農業者の組織する団体 4 地域農業再生協議会等 5 特認団体	
--	--------------------------------------	-----------	---	------	--	--

(注) 「取組主体」に掲げる各項目の定義は以下のとおりとする。

- ・「公社」とは、地方公共団体が出資している法人をいう。
- ・「農業者の組織する団体」とは、農業を営む個人又は法人の組織する代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体をいう。
- ・「地域農業再生協議会等」とは、次の①から③までのいずれかに該当する者をいう。
 - ① 経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）第2の2の（2）に定める地域農業再生協議会
 - ② 地域担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け経営第8837

号農林水産省経営局長通知) 第 1 の 3 に定める地域担い手育成総合支援協議会

③ 「果樹産地構造改革計画について」(平成17年 3 月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知) 第 2 の 1 に定める産地協議会

- ・「特認団体」とは、地方農政局長が事業目的に資するとして特に必要と認める団体をいう。